

第 2 期
河南町障がい福祉計画
(素案)

平成 21 年 2 月
河南町

【目次】

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 法的根拠と計画の策定体制	3
第2章 河南町を取り巻く現状	4
1. 人口の推移	4
2. 障がい者手帳所持者数の推移	5
第3章 計画の方針	8
1. 障がい者等の自己決定と自己選択の尊重	8
2. 市町村を基本とする仕組みへの統一と三障がいの制度の一元化	8
3. 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	8
第4章 第1期計画の進捗状況と平成23年度の目標値の設定	9
1. 入所施設の入所者の地域生活への移行	9
2. 入院中の精神障がい者の地域生活への移行	10
3. 福祉施設から一般就労への移行	11
4. 障がい福祉サービスの実施状況及びサービス見込み量	12
(1) 訪問系サービス及び短期入所サービス	14
(2) 日中系サービス	16
(3) 居住系サービス	20
(4) 相談支援(サービス利用計画作成)	22
5. 地域生活支援事の実施状況及びサービス見込み量	23
(1) 必須事業	25
(2) 任意事業	30
第5章 地域での自立した生活に向けた支援の充実	31
1. 広報・啓発活動による制度及びサービス内容の周知	31
2. サービス基盤の整備と質の確保	31
3. 情報提供・相談体制の充実	33
4. 地域支援体制の整備	34
5. 就労支援の充実	35
6. 虐待防止への取組	35

第6章 計画の推進体制.....	36
1. 庁内における計画の推進.....	36
2. 地域における各種関係団体、民間企業等との連携.....	36
3. 近隣市町村との連携による事業の推進.....	36
4. 国・大阪府との連携.....	36

資料編

新サービス体系について.....	39
第2期計画の見込み量算出の考え方.....	41
河南町障害福祉計画策定委員会設置要綱.....	42
河南町障害福祉計画策定委員会委員名簿.....	43
用語の説明.....	45

「障害」の「害」のひらがな表記について

河南町においては、障がいのある方の思いを大切にし、障がい者理解をより深めていくため、人や人の状態を表す場合にマイナスイメージが強い「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがなでの表記を行っています。

ただし、法令や条例、固有名詞、学術用語等につきましては引き続き漢字を用いることとしているため読みづらい点があるかと思いますがご理解をお願いします。

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 . 計画策定の趣旨

平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行され、同法により、障がい福祉サービスの一元化、サービス体系の再編、就労支援の強化、障がい程度区分の導入、安定的な財源の確保など、従来の障がい福祉の仕組みが抜本的に見直されました。河南町では、同法に基づき、障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりや、サービス等を確保するため、平成 19 年 3 月に「河南町障害福祉計画」(第 1 期計画)を策定しました。同計画では、障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業などの円滑な実施を確保するための方策等を定めており、障がい者の地域生活への移行や就労支援といった目標に向けて取り組みを進めています。

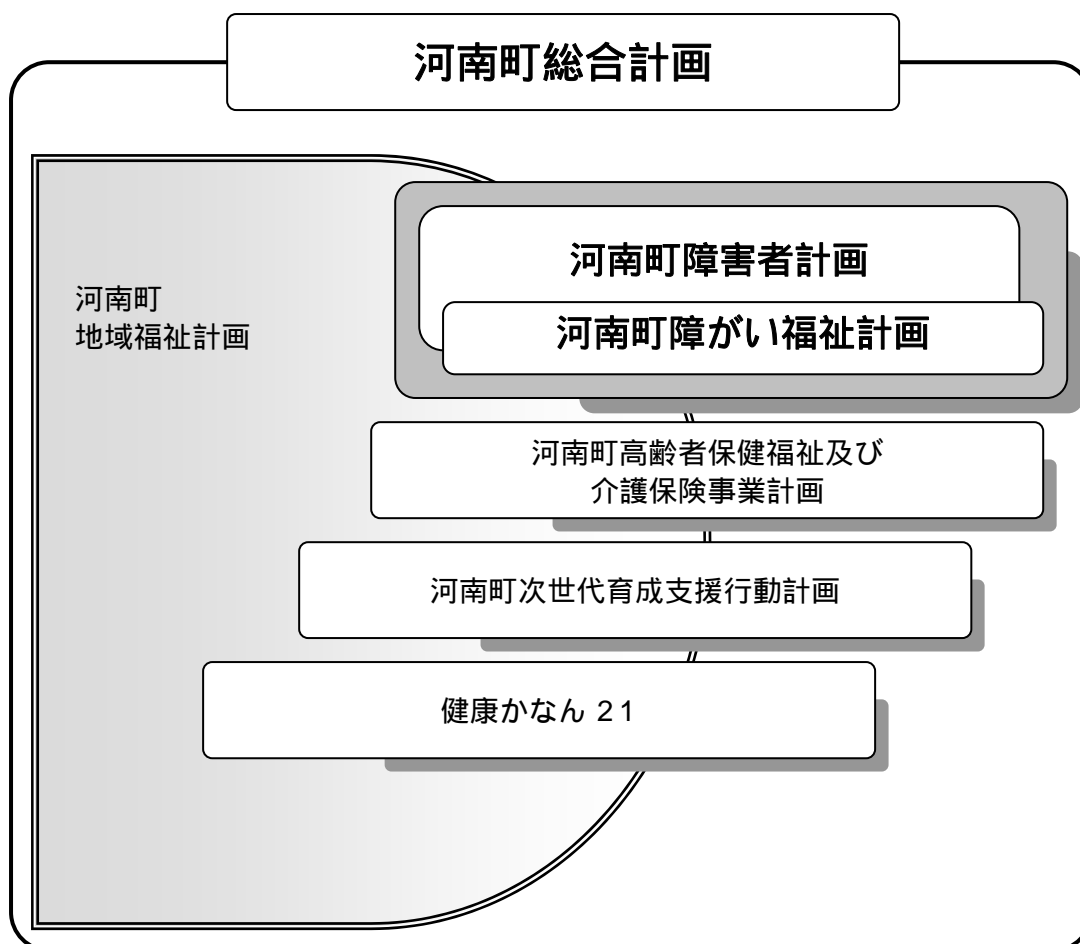
第 2 期計画である本計画は、第 1 期計画で定めた目標値やサービス見込量の進捗状況等の分析・評価を行ったうえで、より障がい者等のニーズや地域資源などの現状に即した取り組みや課題を整理・検証し、平成 21 年度から平成 23 年度までのサービス提供基盤の着実な推進を図るため策定したものです。

2 . 計画の位置づけ

「第2期河南町障がい福祉計画」は、障害者自立支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画として策定します。また、平成12年3月度に策定した「河南町障害者計画」が障がい者のための施策に関する基本計画であるのに対し、「第2期河南町障がい福祉計画」は障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりや、サービス等を確保するための方策などを示す実施計画となりますが、相互に補完的な計画として位置づけます。

「第2期河南町障がい福祉計画」は、上位計画にあたる「河南町総合計画」をはじめ、「河南町地域福祉計画」「河南町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」、「河南町次世代育成支援行動計画」、「健康かなん21」などの福祉・健康、教育分野の関連計画との整合を図ります。

河南町障がい福祉計画の位置づけ



3 . 計画の期間

「第2期河南町障がい福祉計画」は、現行の施設が新たなサービス体系への移行を終了する平成23年度を目標に据えています。平成18年度から平成20年度までの第1期計画の進捗状況等を踏まえ、平成21年度から平成23年度までの3年間で、第2期計画の計画期間とします。

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
河南町障害者計画（平成12年度～21年度）				（仮称）河南町障がい者計画 （第2期）	
河南町障害福祉計画（第1期）					
			河南町障がい福祉計画（第2期）		

（仮称）河南町障がい者計画（第2期）については、平成21年度中に策定します。

4 . 法的根拠と計画の策定体制

障がい福祉計画は、障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」です。

障がい福祉計画は障害者基本法の基本理念にのっとり、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の即し、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画です。

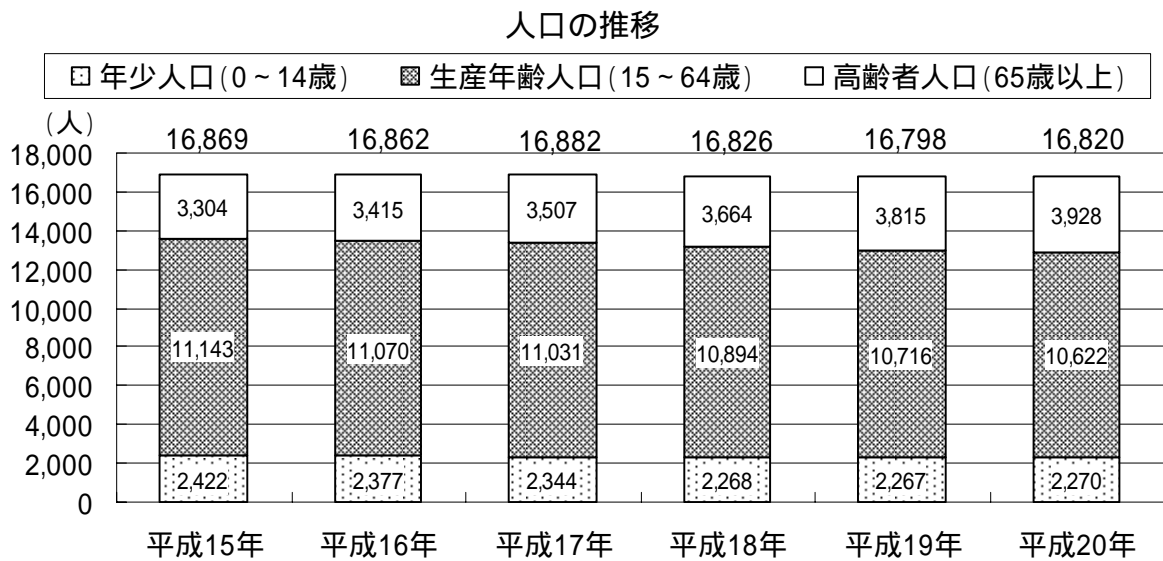
本計画は、関係行政機関、福祉関係、医療関係、障がい者団体、学識経験者などで構成する「河南町障害福祉計画策定委員会」において審議し、その意見をふまえたうえで策定しました。

同時に、国や大阪府の示す考え方や方向性などと調整を図るため、適宜、整合性を確保しつつ、策定作業を進めました。

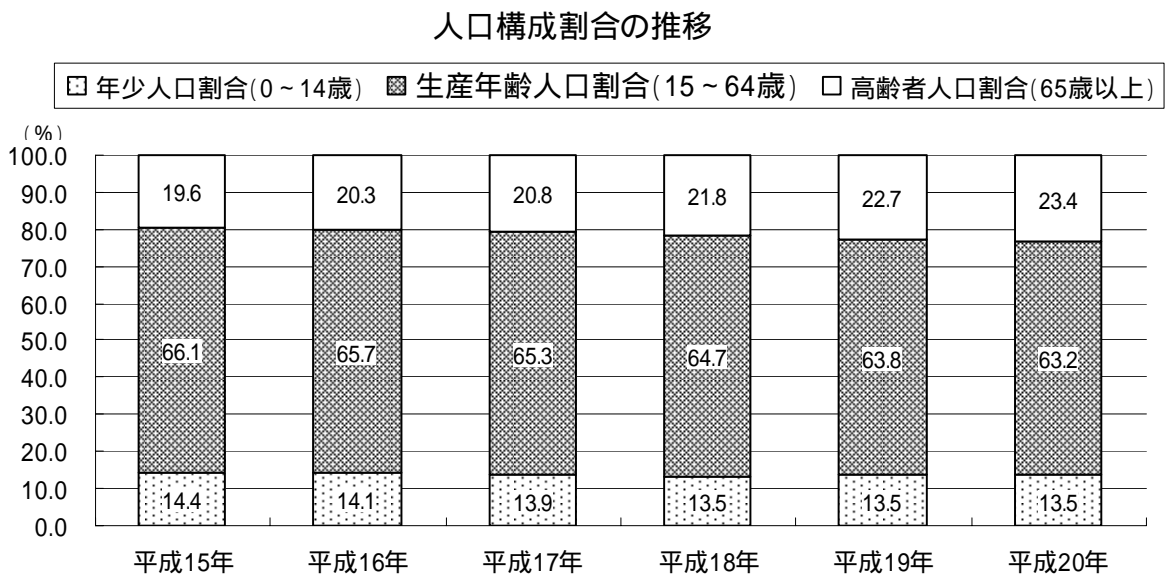
第2章 河南町を取り巻く現状

1. 人口の推移

河南町の人口は、平成15年以降ほぼ横ばいの状態ですが、高齢者人口は増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます。



各年10月1日現在



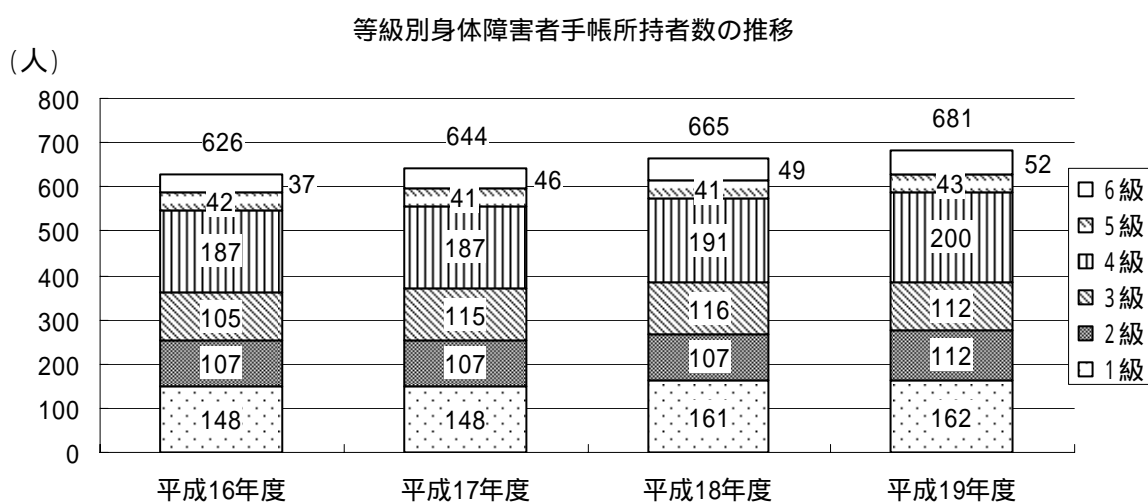
各年10月1日現在

2. 障がい者手帳所持者の推移

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

平成19年度における身体障害者手帳所持者数は681人で、徐々に増加しています。等級別にみると、4級200人、1級162人の順となっています。

また、65歳以上の方が488人と、全体の約71.7%となっており、町全体の人口構成と比較しても、きわめて高い高齢化を示しています。



各年度3月31日現在

【障がい種別数】

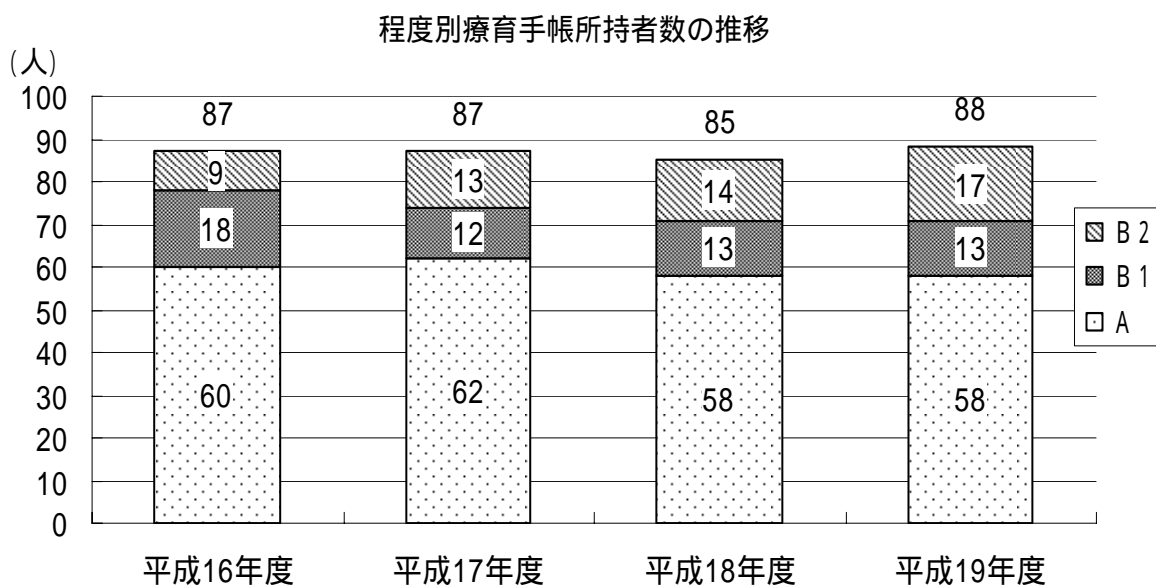
	18歳未満	18歳以上～ 65歳未満	65歳以上	合計
視覚	0	6	37	43
聴覚・平衡機能	3	19	30	52
言語・音声	0	2	1	3
肢体不自由	2	118	306	426
内部障害	3	40	114	157
その他	0	0	0	0
合計	8	185	488	681
(構成比)	(1.2%)	(27.2%)	(71.7%)	(100%)

平成20年3月31日現在

(2) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移をみると、総数は平成 16 年度で 87 人、平成 19 年度で 88 人と 1 人増加していますが、横ばいの状態です。

程度別にみると、平成 19 年度で「 A (重度) 」が 58 人と最も多く、次いで「 B 2 (軽度) 」が 17 人、「 B 1 (中度) 」が 13 人となっています。



各年度 3 月 3 1 日現在

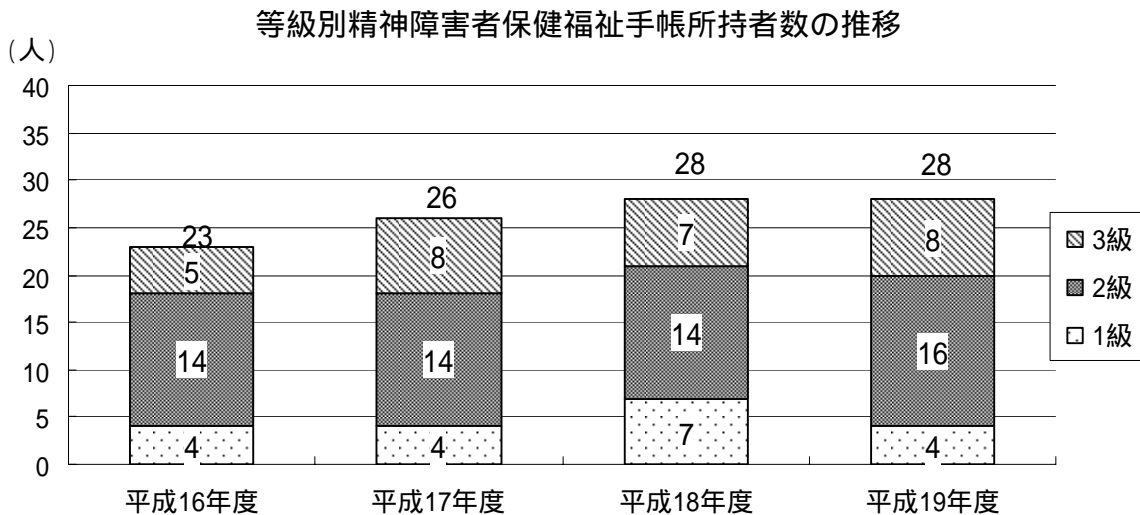
【程度別数】

	18 歳未満	18 歳以上 ~ 65 歳未満	65 歳以上	合計
A	6	46	6	58
B 1	4	8	1	13
B 2	10	7	0	17
合計 (構成比)	20 (22.7%)	61 (69.3%)	7 (8.0%)	88 (100%)

平成 20 年 3 月 31 日現在

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

平成 19 年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、「2 級」が最も多く、次いで「3 級」、「1 級」となっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者数の合計は平成 16 年度から平成 19 年度にかけて 5 人増加していますが、ほぼ横ばいの状態です。



各年度 3 月 3 1 日現在

【障がい種別数】

	18 歳未満	18 歳以上 ~ 65 歳未満	65 歳以上	合計
1 級	0	1	3	4
2 級	0	15	1	16
3 級	0	5	3	8
合計	0	21	7	28
(構成比)	(0%)	(75%)	(25%)	(100%)

平成 20 年 3 月 31 日現在

第3章 計画の方針

1. 障がい者等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの種別、程度を問わず、障がい者等が自らその居住する場所を選択し、必要とするサービスなどの支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図るための障がい福祉サービスの提供体制の整備に努めます。

2. 市町村を基本とする仕組みへの統一と三障がいの制度の一元化

障がい福祉サービスに関し、市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来の障がい種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち後れている部分のサービスの充実を図り、格差のあるサービス水準の均一化を図ります。

3. 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくりや、ボランティア等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備に努めます。

第4章 第1期計画の進捗状況と平成23年度の目標値の設定

1. 施設入所者の地域生活への移行

【現状と課題】

平成19年度現在、河南町における入所施設の入所者は10人、削減数は3人、地域移行数は1人となっています。

府の計画と整合性を取りながら、実情に応じた目標値を設定し、引き続き、施設入所者の地域生活への移行を促進する必要があります。

項目	第1期計画		実績
	平成17年10月(基準)	平成23年度末目標	平成19年度
入所者数	14人	9人	10人
削減数	-	5人	3人
地域移行数	-	3人	1人

【目標値の設定】

国基本指針では、平成23年度末の段階において入所施設の入所者数の1割以上が地域生活に移行することをめざすとともに、平成23年度末時点の施設入所者数を7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが示されています。

河南町では、基準年度となる平成17年10月の施設入所者数は14人でしたが、平成20年4月現在は、旧法施設にあたる身体障害者療護施設(1人)、知的障害者更生施設(9人)、知的障害者授産施設(0人)を合わせた10人となっています。削減数は3人、地域生活移行者数は1人となり、現段階では目標を達成していませんが、ケアホーム、グループホーム、福祉ホーム、公営住宅等の整備を促進・推進し、必要に応じて地域への移行を支援します。

現在の入所施設利用者は、重度者や独居者など、入所の必要性の高い方となっています。新規入所者は入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定します。

項目	数値	考え方
基準年度入所者数	14人	平成17年10月の入所者数
現入所者数	10人	平成19年度現在の入所者数
目標年度入所者数	9人	平成23年度末時点の入所者見込み
【目標値】削減見込み	5人	差引減少見込み者数(基準年度比)
	35.7%	削減率
【目標値】地域生活移行	2人	施設からグループホーム・ケアホーム等へ移行する者の数(基準年度比)

2 . 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

【現状と課題】

平成 19 年度までの入院中の精神障がい者の地域移行実績（減少数）は、3 人となっており、当初目標を達成しています。

府の計画と整合性を取りながら、実情に応じた目標値を設定し、引き続き、精神障がい者の地域生活への移行を促進する必要があります。

項 目	第 1 期計画	実績
	平成 23 年度末目標	平成 19 年度
減少数	3 人	3 人

【目標値の設定】

国基本指針では、平成 24 年度までに精神科病院の入院患者のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者」（以下「退院可能精神障がい者」という）の解消をめざし、平成 23 年度における退院可能精神障がい者数の減少目標値を設定することが示されています。

平成 19 年度現在の地域移行者は 3 人となっており、目標値を達成しています。府の「精神障害者地域移行支援特別対策事業」による取組を踏まえながら、地域移行に対する取組を一層推進します。

項 目	数値	考え方
【目標値】減少数	2 人	平成 23 年度における減少をめざす人数

3. 福祉施設から一般就労への移行

【現状と課題】

平成 19 年度現在、河南町における福祉施設から一般就労への移行実績は 0 人となっています。

平成 23 年度の目標値達成に向け、一層の就労支援施策の充実に努める必要があります。

項 目	第 1 期計画	実績
	平成 23 年度末目標	平成 19 年度
一般就労移行者数	4 人	0 人

【目標値の設定】

国基本指針では、平成 23 年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を現在の 4 倍以上とすることが目標として示されています。

目標値としては、大阪府基本指針に示された大阪府全体に占める一般就労移行者数をもとに、河南町の一般就労移行者数分を 4 人とします。

平成 19 年度現在、一般就労への移行実績は 0 人となっています。工賃倍増 5 か年計画や重点施策実施 5 か年計画、地方自治法施行令の改正を踏まえながら、引き続き、一般就労に対する取組を一層推進します。

項 目	数値	考え方
【目標値】 一般就労移行者数	4 人	平成 23 年度中に施設から一般就労する人数

4 . 障がい福祉サービスの実施状況およびサービス見込量

障がい福祉サービスは、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援）、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）及び短期入所サービス、療養介護、児童デイサービス、居住系サービス（共同生活援助・共同生活介護、施設入所支援）相談支援から構成されています。

サービスの見込み量は、これまでの本町でのサービス利用実績を基に、大阪府サービス見込み量推計ワークシート等を活用して算出しています。

サービス区分	実施事業
訪問系サービス及び短期入所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問系サービス （居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援） ・ 短期入所
日中活動系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護 ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援（A型・B型） ・ 旧法施設支援 ・ 療養介護 ・ 児童デイサービス
居住系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム） ・ 施設入所支援 ・ 旧法施設入所
相談支援（サービス利用計画作成）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援（サービス利用計画作成）

表と障がい福祉サービス見込み量の見方

計画値、実績値、達成度と同時に見込み量を示しています。ただし、サービス種別によっては標記方法に若干の違いがあります。

各年度の一月あたりの利用時間、利用日数及び利用人数を示しています。単位については、

【時間分】 一月あたりのサービスの延べ利用時間数

【人日分】 一月あたりのサービスの延べ利用日数

【人分】 一月あたりのサービス実利用人数 を表しています。

障がい福祉サービスの概要

介護給付	居宅介護	居宅において、入浴、排せつまたは食事の介護等を行うサービスです。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。
	行動援護	知的障がいまたは精神障がいなど、自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービスです。
	重度障害者等包括支援	常時介護を要する人に対して、居宅介護等福祉のサービスを包括的に行うサービスです。
	児童デイサービス	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うサービスです。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。
	共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。
訓練等給付	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体的機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
	就労移行支援	一般企業の雇用に向けた移行支援で、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練や、職場実習などの訓練を行うサービスです。
	就労継続支援（A型）	事業者と雇用関係を結び、就労機会の提供及び知識や能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
	就労継続支援（B型）	雇用関係を結ばず、一定の賃金水準に基づく就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上を図る訓練を行うサービスです。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

(1) 訪問系サービス及び短期入所

居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援

居宅介護の実績は、平成 18 年度では 61 時間分、平成 19 年度では 139 時間分、平成 20 年度見込みは 186 時間分と、増加傾向にあります。重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援は、実績はありません。

実施状況において達成率は低くなっていますが、65 歳以上の障がい者が多く、居宅介護において介護保険利用対象者が多くなっています。

また、40 歳から 65 歳未満のいわゆる介護保険の第 2 号被保険者の方で特定疾病のため、介護保険を利用されている方が数名おられます。この方々は重度な障がいのため、1 人あたりの利用量が多く介護保険を利用されずに障がい福祉サービスを利用した場合は計画値を達成していたと考えます。

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施状況	計画	118 時間分	412 時間分	434 時間分			505 時間分
	実績	61 時間分	139 時間分	186 時間分			
	達成率	52%	34%	43%			
サービス見込量	時間分				205 時間分	352 時間分	505 時間分
	人分				12 人分	18 人分	27 人分

平成 18 年度、平成 19 年度は年間の平均値、平成 20 年度は 10 月までの実績の平均値。(以下同様)(月平均)

【 サービス見込量のサービス種別について 】

上記、サービス見込量のうち、重度訪問介護については平成 21 年度から平成 23 年度まで、1 人分 60 時間分を見込んでいます。

行動援護については、平成 22 年度 1 人分 40 時間分、平成 23 年度 2 人分 80 時間分を見込んでいます。

重度障害者等包括支援については、平成 23 年度について 1 人分 50 時間分を見込んでいます。

【 サービス見込量算出の考え方 】

平成 18 年度と平成 19 年度の実績などを勘案し、平成 23 年度までの各年度における必要な量を見込んでいます。

【 見込み量確保の方策 】

居宅介護のみならず、行動援護や重度訪問介護、重度障害者等包括支援といった新規サービスに関する情報提供に努めるとともに、大阪府や周辺市町村と連携し、さまざまな機会を通じて 3 障がい対応の訪問系サービスへの事業者の参入を働きかけていきます。また、身近な地域で展開されている障がい者団体などによるサービスの把握・情報提供に努めます。

短期入所

短期入所は、平成 18 年度が 8 人日分、平成 19 年度の実績が 46 人日分となり、増加しています。

		平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度
実施状況	計画	12 人日分	30 人日分	30 人日分			30 人日分
	実績	8 人日分	7 人日分	19 人日分			
	達成率	66.7%	23.4%	63.4%			
サービス 見込量	人日分				20 人日分	25 人日分	30 人日分
	人分				5 人分	6 人分	7 人分

(月平均)

【 サービス見込量算出の考え方 】

平成 18 年度と平成 19 年度の利用実績、アンケート調査などを勘案し、平成 23 年度までの各年度における必要な量を見込んでいます。

【 見込み量確保の方策 】

短期入所事業所については、町内に 1 事業所しか無いため、近隣市町村の事業者との連携を図ります。

また、利用者ニーズを再検討し、利用に対する枠の確保等にも努めると共に、突発的な需要や、いわゆる「親なき後」への対策として訓練的利用の必要性、有効性を説いていきます。

(2) 日中活動系サービス

生活介護

利用日数では、平成18年度7日、平成19年度50日、平成20年度見込176日となり増加していますが、各事業所の新体系への移行が全体的に緩やかであることから、計画値に対しては下回っています。

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施状況	計画	22人日分	176人日分	220人日分			484人日分
	実績	7人日分	50人日分	176人日分			
	達成率	32%	28%	80%			
サービス見込量	人日分				194人日分	286人日分	396人日分
	人分				9人分	13人分	18人分

(月平均)

【 サービス見込量算出の考え方 】

生活介護は旧法施設利用者からの移行割合が高く、今後も多くの利用が見込まれます。

【 見込み量確保の方策 】

新体系サービスメニュー実施事業所が適正に配置されるよう、大阪府や周辺市町村並びに事業者との調整に努めます。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

利用日数では、平成18年度7日、平成19年度50日、平成20年度見込176日となり増加していますが、各事業所の新体系への移行が全体的に緩やかであることから、計画値に対しては下回っています。

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施状況	計画	0人日分	22人日分	44人日分			88人日分
	実績	0人日分	5人日分	9人日分			
	達成率	-	22.8%	20.5%			
サービス見込量	人日分				22人日分	44人日分	88人日分
	人分				1人分	2人分	4人分

(月平均)

【 サービス見込量算出の考え方 】

利用実績は微量だが、今後退院可能精神障がい者、高次脳能障がいの方の利用が見込まれます。

【 見込み量確保の方策 】

新体系サービスメニュー実施事業所が適正に配置されるよう、大阪府や周辺市町村並びに事業者との調整に努めます。また、サービス利用希望者及び事業者のサービス提供移行時期を把握するとともに、利用希望者に事業者情報を提供します。

就労移行支援

就労移行支援は、計画期間中の利用実績はありませんでした。サービス利用が伸びない理由として、事業所の移行が進んでいないことが考えられます。

		平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度
実施状況	計画	0 人日分	44 人日分	44 人日分			66 人日分
	実績	0 人日分	0 人日分	0 人日分			
	達成率	-	0%	0%			
サービス 見込量	人日分				0 人日分	22 人日分	66 人日分
	人分				0 人分	1 人分	3 人分

(月平均)

【 サービス見込量算出の考え方 】

アンケート調査、今後の事業所の新体系への移行等を勘案し、平成 23 年度までの各年度における必要な量を見込んでいます。

【 見込み量確保の方策 】

新体系サービスメニュー実施事業所が適正に配置されるよう、大阪府や周辺市町村並びに事業者との調整に努めます。また、サービス利用希望者及び事業者のサービス提供移行時期を把握するとともに、利用希望者に事業者情報を提供します。

就労継続支援（A型）

就労継続支援（A型）は、計画期間中の利用実績はありませんでした。サービス利用が伸びない理由として、事業所の移行が進んでいないことが考えられます。

		平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度
実施状況	計画	0 人日分	22 人日分	66 人日分			88 人日分
	実績	0 人日分	0 人日分	0 人日分			
	達成率		0%	0%			
サービス 見込量	人日分				0 人日分	22 人日分	88 人日分
	人分				0 人分	1 人分	4 人分

(月平均)

【 サービス見込量算出の考え方 】

アンケート調査、今後の事業所の新体系への移行等を勘案し、平成 23 年度までの各年度における必要な量を見込んでいます。

【 見込み量確保の方策 】

新体系サービスメニュー実施事業所が適正に配置されるよう、大阪府や周辺市町村並びに事業者との調整に努めます。また、サービス利用希望者及び事業者のサービス提供移行時期を把握するとともに、利用希望者に事業者情報を提供します。

就労継続支援（B型）

就労継続支援（B型）は、計画期間中の利用実績はありませんでした。サービス利用が伸びない理由として、事業所の移行が進んでいないことが考えられます。

		平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度
実施状況	計画	0 人日分	44 人日分	66 人日分			66 人日分
	実績	0 人日分	0 人日分	0 人日分			
	達成率		0%	0%			
サービス 見込量	人日分				0 人日分	22 人日分	66 人日分
	人分				0 人分	1 人分	3 人分

（月平均）

【 サービス見込量算出の考え方 】

アンケート調査、今後の事業所の新体系への移行等を勘案し、平成 23 年度までの各年度における必要な量を見込んでいます。

【 見込み量確保の方策 】

新体系サービスメニュー実施事業所が適正に配置されるよう、大阪府や周辺市町村並びに事業者との調整に努めます。また、サービス利用希望者及び事業者のサービス提供移行時期を把握するとともに、利用希望者に事業者情報を提供します。

療養介護

療養介護は、事業所の整備状況等により、実績はありません。

		平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度
実施状況	計画	1 人分	1 人分	1 人分			1 人分
	実績	0 人分	0 人日分	0 人日分			
	達成率	0%	0%	0%			
サービス 見込量	人日分				0 人分	0 人分	1 人分
	人分				0 人分	0 人分	1 人分

（月平均）

【 サービス見込量算出の考え方 】

平成 18 年度と平成 19 年度の利用実績、アンケート調査などを勘案し、当該事業の利用予定者がいないことから、平成 23 年度のみ 1 人を見込んでいます。

【 見込み量確保の方策 】

過去の実績や、事業所の整備状況から、第 2 期計画では 23 年度のみ見込むこととします。ニーズがある場合は広域的なサービス利用につなげることで対応していきます。

児童デイサービス

児童デイサービスは、本町にサービス提供事業所はないが、平成 18 年度 2 人日分、平成 19 年度 6 人日分、平成 20 年度見込 40 人日分と増加しています。

		平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度
実施状況	計画	4 人日分	4 人日分	4 人日分			10 人日分
	実績	2 人日分	6 人日分	40 人日分			
	達成率	50%	150%	1,000%			
サービス 見込量	人日分				40 人日分	40 人日分	50 人日分
	人分				4 人分	4 人分	5 人分

(月平均)

【 サービス見込量算出の考え方 】

平成 18 年度と平成 19 年度の利用実績、アンケート調査などを勘案し、平成 23 年度までの各年度における必要な量を見込んでいます。

今後も利用を見込むことができるため、平成 23 年度目標を 10 人日分から 50 人日分へ上方修正します。

【 見込み量確保の方策 】

本町に事業所がないため、サービス利用希望者及び事業者のサービス提供移行時期を把握するとともに、利用希望者に近隣市町村の事業者情報を提供します。

(3) 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

利用人数では、平成 18 年度 3 人、平成 19 年度 3 人となっており、ほぼ横ばいの状態がつづいています。

		平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度
実施状況	計画	3 人分	6 人分	9 人分			9 人分
	実績	3 人分	3 人分	4 人分			
	達成率	100%	50%	44.5%			
サービス 見込量	人日分				4 人分	7 人分	9 人分
	人分				4 人分	7 人分	9 人分

(月平均)

【 サービス見込量算出の考え方 】

アンケート調査、今後の事業所の新体系への移行等を勘案し、平成 23 年度までの各年度における必要な量を見込んでいます。

【 見込み量確保の方策 】

大阪府や周辺市町村並びに関係事業者との連携を図りながら利用を促進し、グループホーム、ケアホームが地域での自立を進める場であり、社会生活能力を高める訓練の場としての機能を有することを周知します。

施設入所支援

利用人数では、平成 18 年度 0 人、平成 19 年度 1 人となっており、わずかに増加しているが、ほぼ横ばいの状態がつづいています。

		平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度
実施状況	計画	0 人分	4 人分	7 人分			13 人分
	実績	0 人分	1 人分	3 人分			
	達成率	-	25%	42.9%			
サービス 見込量	人日分				4 人分	7 人分	13 人分
	人分				4 人分	7 人分	13 人分

(月平均)

【 サービス見込量算出の考え方 】

アンケート調査、今後の事業所の新体系への移行等を勘案し、平成 23 年度までの各年度における必要な量を見込んでいます。

【 見込み量確保の方策 】

新体系への再編後も安定的に運営できるよう、地域や事業者の理解を深め、サービスの確保に努めます。

旧法施設入所

平成 24 年 3 月までに新体系に移行するといった経過措置が設けられている旧法施設であり、更生施設（入所 身体・知的）、授産施設（入所 身体・知的・精神）、福祉ホーム（身体・知的・精神）、療護施設（身体）、通勤寮（知的）が居住系サービスの対象となっています。

【 サービス見込量 】

旧法施設入所は、新サービス体系に移行するため、平成 23 年度には 0 人分になるとみこんでいます。

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
旧法施設入所	人分	8	8	0

（月平均）

【 見込み量確保の方策 】

新体系への再編後も安定的に運営できるよう、地域や事業者の理解を深め、新体系サービスへの円滑な転換に努めます。

(4) 相談支援(サービス利用計画作成)

相談支援(サービス利用計画作成)の利用実績は0人分です。平成23年度に16人分の計画があります。

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施状況	計画	5人分	7人分	14人分			16人分
	実績	0人分	0人分	0人分			
	達成率	0%	0%	0%			
サービス見込量	人日分				1人分	6人分	16人分
	人分				1人分	6人分	16人分

(月平均)

【 サービス見込量算出の考え方 】

平成18年度と平成19年度の利用実績、アンケート調査などを勘案し、平成23年度までの各年度における必要な量を見込んでいます。

【 見込み量確保の方策 】

利用者の意向や心身の状況などをふまえ、一人ひとりに応じたサービス支給決定を行うため、相談支援専門員の育成をはじめ、地域自立支援協議会の設置を進め、質・量ともに充実した支援体制の確保に努めます。

5 . 地域生活支援事業の実施状況およびサービス見込量

地域生活支援事業は、障害者自立支援法第 77 条において市町村が実施主体であると位置付けられた法定事業です。障がい者が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により事業を行います。

地域生活支援事業の各サービス見込み量は、これまでの本町でのサービス利用実績を基に、算出しています。

また、第 2 期障がい福祉計画では、障害福祉計画におけるサービス見込量の単位において、第 1 期計画で用いた単位から変更となるサービスがあります。

サービス区分	実施事業
必須事業	1 . 相談支援事業 2 . コミュニケーション支援事業 3 . 日常生活用具給付等事業 4 . 移動支援事業 5 . 地域活動支援センター事業
任意事業	1 . 日中一時支援事業 2 . 社会参加促進事業 3 . 訪問入浴サービス事業

地域生活支援事業見込み量の見方

計画値、実績値、達成度と同時に見込み量を示しています。ただし、サービス種別によっては標記方法に若干の違いがあります。

- 【箇所】 各年度におけるサービス提供事業所数
- 【人分】 年間のサービス実利用人数
- 【時間分、件】 年間のサービス延べ利用時間及び件数

を表しています。

地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業	相談支援事業	障がいのある人、障がいある児童の保護者または障がいのある人の介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行います。
	地域自立支援協議会	「地域自立支援協議会」は、地域自立支援協議会にて、運営計画や実績等に関する協議・評価を行います。そこでは、虐待、家族関係、発達障がい、福祉サービス以外の支援、サービス基盤の欠如など、個々の事例に関して錯綜する問題への対応を行うとともに、地域の関係機関によるネットワークの構築を図ることで、地域の問題や課題に対して、早期対応をしていきます。
	成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図る事業です。
	コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人等に、手話通訳等の方法により、障がいのある人等とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行います。
	日常生活用具給付等事業	重度の障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な人に対して、外出のための支援を行います。
	地域活動支援センター	障がいのある人等が通所により、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がいのある人の地域生活支援の促進を図っていきます。
	訪問入浴サービス事業	地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、福祉の増進を図ることを目的に実施していきます。
	日中一時支援事業	障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施していきます。
	社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増進や交流、障がい者スポーツを普及するために大会などを開催することをはじめ、点訳、手話通訳の派遣などの方法による情報の提供、自動車の改造にかかる経費の一部を助成するなど、社会参加を促進していきます。

(1) 必須事業

相談支援事業

障害者相談支援事業は計画通り進んでいますが、地域自立支援協議会は未設置となります。成年後見制度利用支援事業は実施していますが、町長申立ての事案は発生していません。

【 実績 】

サービス種別			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
相談支援	障害者 相談支援	計画	6 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所
		実績	5 箇所	5 箇所	5 箇所	
		達成率	83.4%	125%	125%	
	地域自立支援 協議会	計画	0 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
		実績	0 箇所	0 箇所	0 箇所	
		達成率	-	0%	0%	
成年後見制度利用支援		計画	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
		実績	1 箇所	1 箇所	1 箇所	
		達成率	100%	100%	100%	

平成 20 年度の実績は、年間の計画値として計上（以下同様）

【 サービス見込量 】

障害者相談支援事業を継続して実施するとともに、今後の地域自立支援協議会の設置を見込みます。

			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
相談支援事業					
	障害者相談支援事業	箇所 / 年	5	5	5
	地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		実施の有無	有	有	有

【 見込み量確保の方策 】

現行の障害者生活支援センターの意見や、今後新たな参入意向を示している事業者の意見等も十分ふまえつつ、これまでに同センターが蓄積してきた相談支援のノウハウや相談支援ネットワークを十分にいかし、相談支援体制の充実・強化を図ります。

平成 21 年度より圏域で設置する地域自立支援協議会を活用し、広域的・包括的な相談支援体制を構築するとともに、地域のさまざまな相談機能をいかながら、障がい種別に対応できる身近な相談窓口の充実に努めます。

コミュニケーション支援事業

手帳所持者数を計画値として策定することになっており、聴覚言語障がい、視覚障がいについては、それぞれゆるやかに増加しています。

手話通訳者派遣事業については、平成 18 年度 12 日、平成 19 年度 24 日と計画どおりとなっています。

サービス種別			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
手帳所持者数	聴覚言語障がい	計画	50 人	53 人	56 人	59 人
		実績	48 人	52 人	56 人	
		達成率	96%	98.2%	100%	
	視覚障がい	計画	41 人	42 人	43 人	44 人
		実績	41 人	43 人	44 人	
		達成率	100%	102.4%	102.4%	
必要総数	手話通訳等	計画	12 人日分	24 人日分	24 人日分	24 人日分
		実績	12 人日分	24 人日分	24 人日分	
		達成率	100%	100%	100%	

(年平均)

【 サービス見込量 】

手帳所持者については引き続き、ゆるやかな増加を見込みます。

手話通訳者派遣事業についても、現状並を見込みます。

また、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置時事業については、必要に応じ実施を検討します。

	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
聴覚言語障がい	人 / 年	57	58	59
視覚障がい	人 / 年	43	44	44
手話通訳者派遣事業	人分 / 年	2	3	3
要約筆記者派遣事業	人分 / 年	0	0	0
手話通訳者設置事業	人分 / 年	0	0	0

【 見込み量確保の方策 】

今後もコミュニケーションが円滑に行われるよう、必要な通訳者、奉仕員を確保し、関係機関並びに関係団体等と連携し、その体制の充実・強化を一層図ります。

日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、平成 18 年度についてわずかに未達成の種別がありますが、平成 19 年度についてはすべてが計画どおりに推移しています。

サービス種別		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
介護訓練支援用具	計画	1 件	2 件	2 件	3 件
	実績	0 件	5 件	0 件	
	達成率	0%	250%	0%	
自立生活支援用具	計画	2 件	2 件	2 件	2 件
	実績	2 件	5 件	3 件	
	達成率	100%	250%	150%	
在宅療養等支援用具	計画	2 件	2 件	2 件	3 件
	実績	4 件	3 件	6 件	
	達成率	200%	150%	300%	
情報・意思疎通支援用具	計画	1 件	1 件	1 件	1 件
	実績	2 件	1 件	2 件	
	達成率	200%	100%	200%	
排せつ管理支援用具	計画	156 件	312 件	312 件	312 件
	実績	108 件	314 件	303 件	
	達成率	69.3%	100.7%	97.2%	
住宅改修費	計画	1 件	2 件	2 件	3 件
	実績	0 件	2 件	2 件	
	達成率	0%	100%	100%	

(年平均)

【サービス見込量】

日常生活用具給付等事業の見込み量は、過去の給付実績及びアンケート調査での利用意向に基づいて算出しています。

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護訓練支援用具	件 / 年	3	3	3
自立生活支援用具	件 / 年	2	2	2
在宅療養等支援用具	件 / 年	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件 / 年	1	1	1
排せつ管理支援用具	件 / 年	306	312	312
住宅改修費	件 / 年	3	3	3

【見込み量確保の方策】

利用者の負担感やサービスを利用している方の実態をふまえ、南河内南障がい福祉圏域において、障がい福祉サービスと同様に、本人（または、本人及び配偶者）に限定した世帯単位で月額上限負担額を設け、サービスの利用促進を図ります。

移動支援事業

移動支援事業は、利用人数、利用時間ともに減少傾向にあります。実績は計画値を下回っています。

本町においては、日中活動の一環としての利用計画のもと支給決定している方が多く、支給決定量においては計画値を上回っていますが、実情として通所施設等の利用に向いており、平日の利用が減少しています。また、定期的な利用者の転出もあり、達成率が半分程度となっています。

		平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度
実施状況	計画	19 人分	23 人日分	24 人日分			24 人日分
	実績	17 人分	15 人分	13 人分			
	達成率	89.5%	65.3%	54.2%			
	計画	2,420 時間	5,520 時間	5,620 時間			5,620 時間
	実績	1465 時間	3084 時間	2605 時間			
	達成率	60.6%	55.9%	46.4%			
サービス 見込量	人分 / 月				14 人	20 人	24 人
	時間 / 年				2,866 時間	4,012 時間	5,620 時間

(年平均)

【サービス見込量】

移動支援事業の見込み量は、過去の実績及びアンケート調査による利用意向にもとづいて見込み量を算出しています。

また、平成 20 年度の支給決定量は 18 人、6,132 時間となっています。

【見込み量確保の方策】

利用者の負担感やサービスを利用している方の実態をふまえ、南河内南障がい福祉圏域において、障がい福祉サービスと同様に、本人（または、本人及び配偶者）に限定した世帯単位で月額上限負担額を設け、サービスの利用促進を図ります。

現在登録事業所は 10 箇所あり、本町には登録事業所が 1 箇所しかありません。必要に応じて登録を増やしていくとともに、利用希望者に近隣市町村の事業者情報を提供します。

地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、ほぼ見込み通りの実績となっています。型の設置実績はありません。

サービス種別		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度	
基礎的事業	計画	1 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	
	実績	0 箇所	2 箇所	2 箇所		
	達成率	0%	100%	100%		
機能強化事業	地域活動支援型	計画	1 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
		実績	0 箇所	2 箇所	2 箇所	
		達成率	0%	100%	100%	
	地域活動支援型	計画	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
		実績	0 箇所	0 箇所	0 箇所	
		達成率	-	-	-	
	地域活動支援型	計画	0 箇所	0 箇所	1 箇所	1 箇所
		実績	0 箇所	0 箇所	0 箇所	
		達成率	-	-	0%	

【 サービス見込量 】

現行の福祉作業所、特別支援学校卒業生からの利用者や、入所者の地域移行を、ニーズとして見込みます

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
基礎的事業	箇所 / 年	1	2	2
	人分 / 年	2	10	20
型	箇所 / 年	2	2	2
型	箇所 / 年	0	0	0
型	箇所 / 年	0	1	1

【 見込み量確保の方策 】

障がい保健福祉圏域において小規模通所授産施設や福祉作業所利用者、特別支援学校通学者、入所施設入所者の地域移行の状況等をふまえ、円滑なサービス提供が行われるように配慮して実施します。

(2) 任意事業

地域生活支援事業任意事業

日中一時支援事業は、平成 18 年度 6 人分、平成 19 年度 6 人分と、計画値を下回っています。日中活動の一環としての利用計画のもと支給決定している方が多く、支給決定量においては計画値を上回っていますが、実情として通所施設等の利用に向いており、平日の利用が減少しています。

また、社会参加促進事業に参加されている数は、高齢化に伴い、レクリエーションへの参加者が減少していますが、手話通訳の利用は増加しています。

訪問入浴サービス事業は、平成 18 年度内で数回の利用があったが、定期的な利用ではなく、その後も実績はありません。

サービス種別		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
日中一時支援 (日帰りショート分)	計画	16 人分	19 人分	21 人分	25 人分
	実績	6 人分	6 人分	7 人分	
	達成率	37.5%	31.6%	33.4%	
社会参加促進事業	計画	240 人分	240 人分	240 人分	240 人分
	実績	180 人分	144 人分	146 人分	
	達成率	75%	60%	60.9%	
訪問入浴サービス 事業	計画	1 人分	3 分	3 人分	5 人分
	実績	0 人分	0 人分	0 人分	
	達成率	0%	0%	0%	

(年平均)

【サービス見込量】

これまでの実績と今後の事業者参入の目標を勘案し、見込み量を設定しています。

また、日中一時支援事業において、平成 20 年度の支給決定量は 22 人分となっています。

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
日中一時支援事業	人分/年	10	18	25
社会参加促進事業	利用延べ人数	160	180	200
訪問入浴サービス事業	人分/年	2	3	5

【見込み量確保の方策】

利用者の負担感やサービスを利用している方の実態をふまえ、南河内南障がい福祉圏域において、障がい福祉サービスと同様に、本人(または、本人及び配偶者)に限定した世帯単位で月額上限負担額を設け、サービスの利用促進を図ります。

また、利用促進を図るため、近隣市町村等と連携しながら、多様な事業者の参入とサービスの種類や内容に関する情報を提供します。

第5章 地域での自立した生活に向けた支援の充実

1. 広報・啓発活動による制度及びサービス内容の周知

障害者自立支援法の施行後3年が経過するなかで、自立支援制度は徐々に住民に認知され、浸透しつつあります。現在、サービスを利用している方々への聞き取りの結果、現行制度への不満は少なく、持続可能な制度にするためにはある程度の負担は必要であるとの意見を得ました。一般的に負担に対する考えが批判的になっている現状に対し、本町の利用者の特徴が現れており、このことは、法の趣旨を理解されていると考えます。

自分のことだけではなく、他の利用者のことまで考えている本町の利用者の方々の思いを踏まえ、よりよい制度づくりへ向け、大阪府への働きかけを行うとともに、制度やサービスの内容について、町広報紙や町ホームページなどを活用し、より一層の定着に努めます。

2. サービス基盤の整備と質の確保

(1) ケアマネジメント体制の強化

障害者生活支援センターでは利用者本位の相談拠点として、障がい者ケアマネジメントの手法を活用した相談支援活動の展開に努めています。

今後も利用者の意思を尊重して適切なサービスが提供されるよう、障がい者や家族からの相談に応じて個々の心身の状況やサービスの利用意向、家族の状況などをふまえて適切な支給決定に努め、ケアマネジメント体制の強化を図ります。

(2) 訪問系サービスの充実

地域での生活を支えていくうえでは、居宅を中心とした、身近な地域で必要なサービスを受けられるよう、居宅サービスの基盤整備を進めることが必要です。

3障がいに対応できる事業者や新規サービスを提供する事業者の確保に努め、サービスの充実に図ります。

(3) 日中活動の場の充実

地域で生活を送るうえでは日中活動の場の確保が必要です。そこで、障がいの状況や年齢などに応じた支援がしていけるよう、生活介護や就労継続支援、短期入所サービス、さらには地域活動支援センターなどの日中活動の場を確保し、サービスの充実に努めます。

(4) 人材の育成と資質の向上

サービスの基盤を整備するとともに、サービスの質を高めていくために、人材を育成し、資質の向上を図ります。

相談支援専門員の育成と確保

生活全般に関する相談をはじめ、サービス利用計画の作成を行う相談支援専門員の地域における役割は重要となります。また、相談支援専門員は障がい特性や障がい者の生活実態に関する詳細な知識と経験が求められます。そのため、大阪府と連携して相談支援従事者研修への参加を促進し、相談支援専門員の育成と確保に努めます。

手話通訳者・奉仕員の育成

サービス利用や地域活動への参加の促進、コミュニケーションの円滑化を図るために、手話通訳者などの確保が必要です。聴覚障がい者等の多様なニーズに的確に対応できる質の高い人材を育成するため、関係団体等との連携を図りながら、奉仕員養成講座等の実施に努めます。

障がい特性を理解した人材の育成

3障がいの一元化や発達障がいを視野に入れたサービス提供が求められていることから、今後、サービス提供にかかわる人材が障がい特性を理解し、適切に対応していけることが重要です。そのため大阪府と連携して、研修や講座等を通じ人材の育成と資質の向上を図り、サービスの質的向上に努めます。

3．情報提供・相談体制の充実

(1) 情報提供の充実

サービスに関する情報を早く、確実に提供するために、それぞれの障がい種別などに配慮して、点字や大活字、録音テープ、ホームページの活用など、情報提供方法の充実を図ります。

(2) 地域自立支援協議会を通じた相談支援ネットワークの構築

相談支援の実施にあたっては、地域自立支援協議会を中心に、相談支援事業者やサービス提供事業者、教育、企業・就労支援機関等、身近な地域での公民一体となった相談支援ネットワークを構築し、相談支援機能を強化していきます。

また、引き続き身体障害者更生相談所、知的障害者サポートセンターなどの関係機関との連携を図りながら、専門的・技術的支援などに努めます。

(3) ピアカウンセリングの充実

ピアカウンセリングは、障害者相談支援事業において不可欠な活動です。

今後も、相談支援機関の連携・協力により、障がい者当事者が相談を行う現行の体制を確保しつつ、他の事業者との連携や調整により、人材の確保に努めピアカウンセリングの充実を図ります。

4．地域支援体制の整備

(1) 生活の場の確保

障がい者が身近な地域で生活していくためには、居宅サービスを充実したり、日中活動の場を確保することに加え、生活の場を確保することが大切です。

生活の場を確保するにあたっては大阪府と連携するとともに、地域や事業者から理解を得ながら、グループホームやケアホームの確保に努めます。

(2) 身近な地域における支援体制の充実

第 5 章の 1 で述べた河南町のサービス利用者の考え、すなわち、負担すべきを負担し、持続可能なサービス提供をみんなの協力で維持すること、また、障がいをもつ方が地域で安心して生活していくためには、その家族や公的な支援だけでなく、地域に住む人々の支援が重要です。

本町においては、都市部では薄れてきている地域のつながりがまだまだ残っています。誰もが住み慣れた地域で安心して健やかに生活していけるよう、各地区・自治会・民生委員児童委員などとの連携を図り、セーフティネットの構築・活用などにより地域福祉活動の推進に努め、地域の中で見守り、障がい者が地域で安心して生活できるよう、地域支援体制のより一層の充実を図ります。

(3) 交流や教育などを通じた障がいや障がい者への理解の促進

障がい者が地域で共に生活していくためには、障がいや障がい者への理解を深めていくことが大切です。

そのため、地域での行事やイベントなどにおいては、共に交流する機会をつくったり、河南町社会福祉協議会や各種団体との連携を深め、地域福祉活動の促進に努めます。

(4) 地域での住みよい環境づくり

施設や道路等、障がい者を取り巻く生活環境のユニバーサルデザイン化を進め、住みよい環境づくりに努めます。特に、学校等のバリアフリー化を推進します。

5．就労支援の充実

(1) 障がい者の雇用の促進

障がいがあっても働く意欲のある限り一般就労を希望することは、自然な流れであり、その道を閉ざすことは避けなければなりません。そして、障がい者の就労自立が促進できるよう、技術の習得など企業への理解と啓発を図り支援に努めます。

民間事業所における障がい者の雇用拡大については、近隣市町と連携しながら設置している南河内南障がい者就業・生活支援センターや大阪労働局等労働行政機関をはじめ、企業、庁内の関係課等との連携を図りながら、雇用に関する相談体制の構築や情報提供の充実に努め、就労の機会を拡大していくための仕組みをつくっていきます。

(2) 工賃アップに向けた取り組みの促進

工賃倍増5か年計画と連携し、事業所や旧授産施設などの工賃アップに向けた取り組みを支援するとともに、工賃倍増5か年計画について周知を図ります。また、就労の機会の拡大に向けて、公的機関からの官公需の拡大を検討します。

6．虐待防止への取組

地域自立支援協議会などの場の活用により、障がい者団体をはじめ、そのほか関係団体・機関からなるネットワークを通じて、障がいのある人や児童に対する虐待の防止をはじめ、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止などに向けたシステムの構築に努めます。

第6章 計画の推進体制

1．庁内における計画の推進

計画を着実に進めていくため、河南町の庁内関係課をはじめ、関係機関などを通じて、計画の進捗状況の確認及び推進方法などに対する意見を求めながら、計画を推進します。

2．地域における各種関係団体、民間企業等との連携

本計画は、障がい者の地域移行や就労支援などに主眼がおかれているため、行政だけでなく、町民、各種関係機関や団体、民間企業等と協力して、地域全体で連携しながら、施策の推進を図っていくことが今後必要となります。特に、町内にある障がい者施設である「草笛の家」、「あすかの園」および河南町社会福祉協議会との連携をより深め、利用者の支援体制の強化を図ります。

そのため、そうした課題をふまえながら、河南町障がい者施策推進協議会（仮称）を設置し、本計画のサービスの見込み量や目標等の達成状況を点検・評価し、施策の効果的な推進に努めます。

3．近隣市町村との連携による事業の推進

現在の近隣市町村と共同により実施している相談支援事業などについては、今後も広域的な調整も図りながら、連携・協力して事業の推進を図ります。

4．国・大阪府との連携

計画の推進にあたっては、今後の障がい者施策を取り巻く制度改革に対応するために、適時、国・大阪府と連携しながら、障がい者施策の展開を図っていきます。

また、大阪府と連携し、各種研修会やさまざまな研修事業なども活用しながら、障がい者への相談支援に関する専門職員の指導・育成、配置などに努めます。

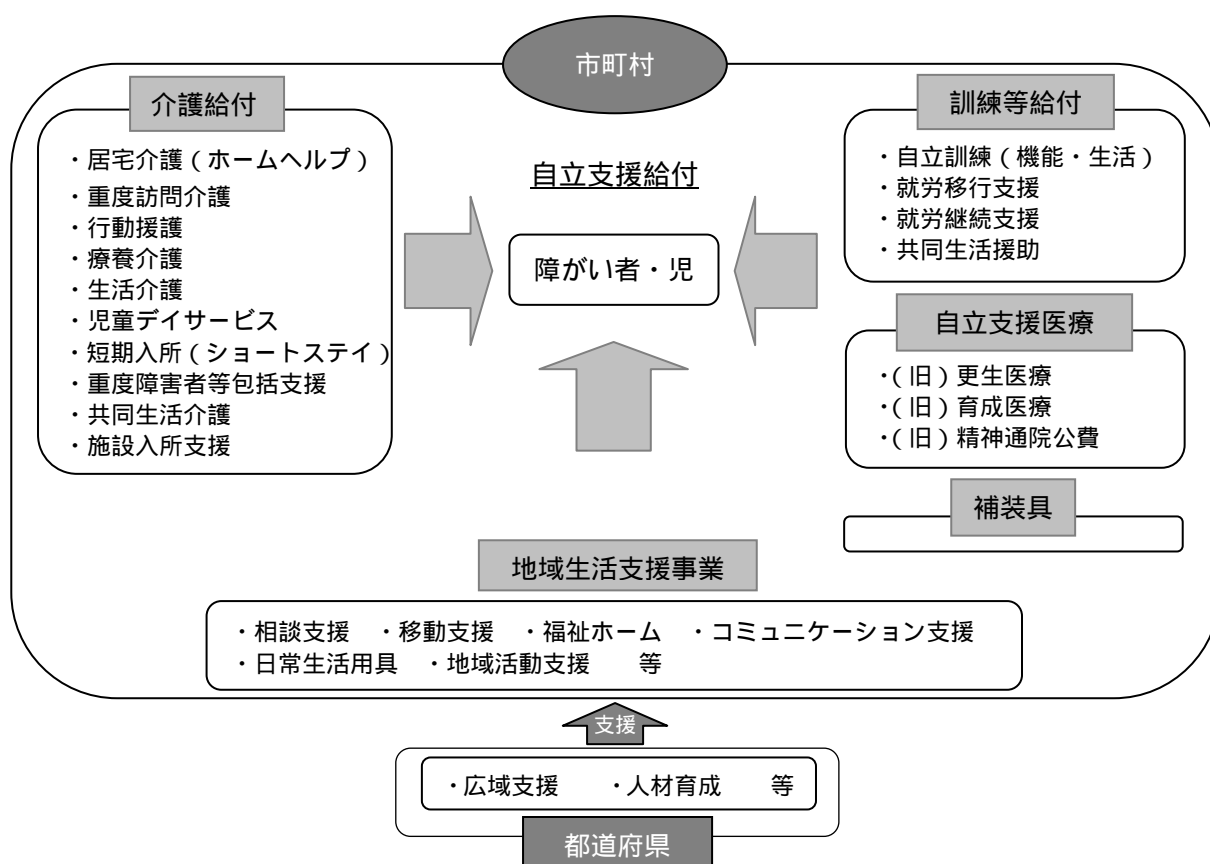
資料編

新サービス体系について

1. 総合的な自立支援システムの構築

障害者自立支援法の施行にともない、給付体系がかわりました。

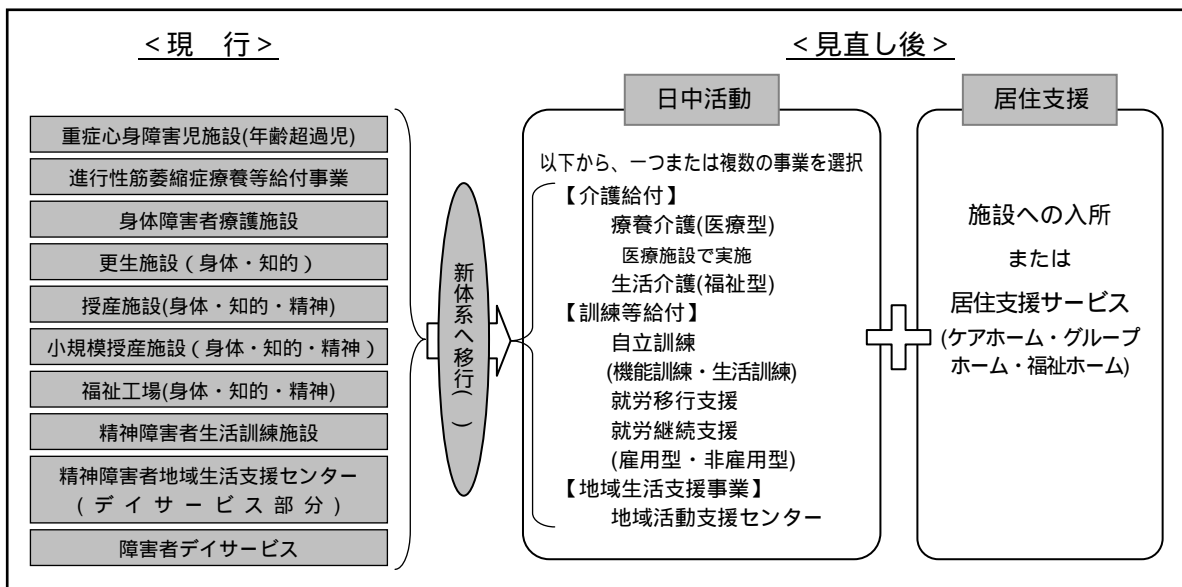
国や都道府県の義務的経費がともなう個別給付としての「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために、国や都道府県の財政援助（裁量的経費）のもと、地域の実情に応じて、実施される「地域生活支援事業」が創設されました。



2 . 施設・事業体系の見直し

新サービス体系においては、利用者本位の視点から、これまでパッケージ化されていた入所施設での昼夜のサービスにかわり、利用者が日中活動の場や生活の場（住まいの場）を選べるようになりました。

新体系に基づくこれらのサービスは平成 18 年 10 月より展開されていますが、概ね 5 年程度をかけて新サービス体系に順次移行していくため、最終的に切り替わるのは平成 23 年度ということになります。



概ね 5 年程度の経過措置期間内に移行

現行の支援費施設利用者については、経過措置として平成 23 年度末までの間、継続して利用が可能

第2期計画の見込量算出の考え方

1. 障がい福祉サービス見込量算出の基本的な考え方

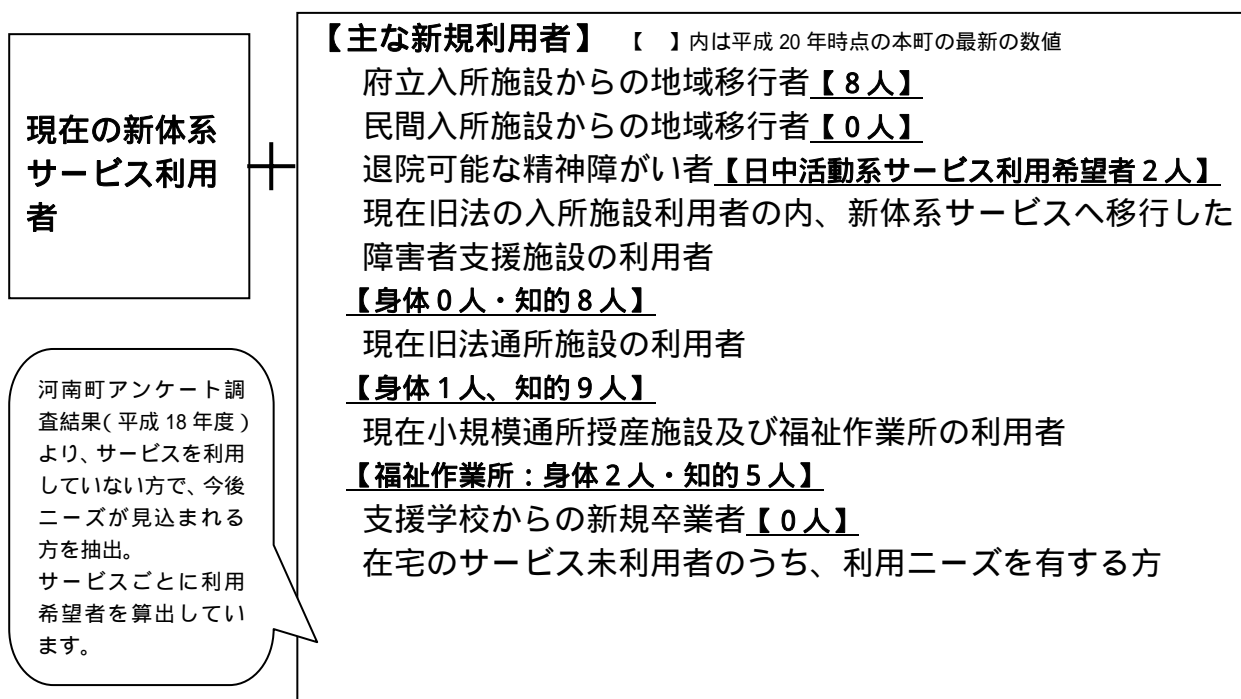
地域移行を実現するためのサービス基盤の整備と併せて、障がい福祉サービス水準における市町村格差の是正を図ることが求められています。

障がい福祉計画における障がい福祉サービスの見込量の算定にあたっては、障がい福祉サービスの利用者と未利用者を含めた各市町村の全ての障がい者のニーズを的確に把握することが基本となります。

また、更生施設や授産施設など従来の施設等から新体系サービスへの移行が進んでいない状況において、日中活動系・居住系サービスに係るサービス見込量を推計するには、障がい者のニーズに加え、事業者の参入意向などを踏まえる必要があります。

その上で、各障がい福祉サービスの総量を見込むためには、今後のサービス利用者数と一人当たり平均利用量を見込むことが必要と考えます。

～ 今後のサービス利用者(訪問系・日中活動系・グループホーム等)の捉え方 ～



* 河南町や大阪府が実施したニーズ把握を通じて、上記 ～ それぞれの利用者ごとに、各サービスの利用人数と一人当たり平均利用量(時間、日数)を設定し、見込量を算出しました。

河南町障害福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条に基づき、障害福祉計画を定めるにあたって、さまざまな方面からの意見を反映させ、計画の原案を作成し、実行するため、本町に河南町障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、識見を有する者、障害者団体の代表者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、関係行政機関の職員のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、委員会に関係者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、会議及び活動を通じて知り得た個人の秘密に関することを、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

河南町障害福祉計画策定委員会 委員名簿

任期：平成 18 年 9 月 1 日～平成 21 年 8 月 31 日
(順不同)

	所 属	氏 名	備 考
障害福祉団体	河南町身体障害者協会会長	遠 藤 勉	H20.6.1～
	河南町手をつなぐ親の会会長	鴻 巣 十 二 子	H20.6.1～
	NPO法人あい理事長	都 留 秀 行	
福祉施設従事者	あすかの園施設長	吉 川 和 美	
	菊水苑総合施設長	三 木 義 弘	
	草笛の家施設長	藤 田 正 士	
	富田林医師会 訪問看護ステーション管理者	小 路 三 千 代	
医療・保健関係	富田林医師会会長	森 口 英 世	
	富田林歯科医師会理事	村 田 俊 弘	副委員長
社会福祉及び 公共的団体代表	河南町区長会会長	竹 本 勇	委員長 H19.1.1～
	河南町社会福祉協議会会長	槇野 日出男	H20.6.1～
	河南町民生委員児童委員協議会会長	山 本 昭 子	
関係行政職員	富田林保健所所長	勝 本 善 衛	
	富田林子ども家庭センター地域相談課課長補佐	小 玉 彰 二	H20.4.1～
	河内長野公共職業安定所所長	角 倉 潤	H20.4.1～
学識経験者	大阪千代田短期大学副学長	山 本 敏 貢	H20.6.1～

河南町障害福祉計画策定委員会 前任 委員名簿

(順不同)

	所 属	氏 名	備 考
障害福祉団体	河南町身体障害者協会会長	片本 和雄	
	河南町手をつなぐ親の会会長	伊藤 容子	
関係行政職員	富田林子ども家庭センター所長	山口 謙一郎	
	河内長野公共職業安定所所長	宮原 純治	
学識経験者	元大阪教育大学教授	坪田 信道	委員長 H18.9.1～H18.12.31

用語の解説

【あ行】

一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

【か行】

居住系サービス

24 時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへと転換するため、日中活動系サービスと居住系サービスにわけられている。居住系サービスは、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、施設入所支援などの生活の場におけるサービスであり、日中活動系サービスと組み合わせて利用することが望まれている。

介護保険第 2 号被保険者

40 歳から 64 歳の方。65 歳以上の方を第 1 号被保険者という。

【さ行】

サービス見込み量推計ワークシート

障がい福祉計画を作成するにあたっては、施設・事業体系の大幅な変更にともない、その作業が複雑かつ大量となることが予想された。そのため、作業を効率的に進めていくことを目的に、サービス見込み量推計ワークシートが作成された。サービス見込み量推計ワークシートでは、日中活動系サービス及び居住系サービスの見込み量を推計することが可能となっている。また、ワークシートは各自治体ごとの実情に応じて入力する数値を設定し、見込み量を算出することとなっている。

支援費制度

行政が身体障がいまたは知的障がいのある方を対象とする福祉サービスの内容やサービス提供事業者を決定していた従来の措置制度にかわり、利用者の申請に基づき、市町村が決定したサービス支給量の範囲内で利用したい事業者を利用者自らが選び、利用契約を結んでサービスを受ける制度。

障害者自立支援法

今まで 3 障がいごとに分かれていた法律、制度、医療やそれらにともなう費用などをすべて一本化し、障がいのある方が地域で自立し生活できるよう、応援するための法律。

障がい程度区分

障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため障がい者の心身の状態を総合的に示す区分。障がい程度区分は介護の必要度に応じて、区分 1（軽度）から区分 6（重度）の 6 段階に分かれている。全国統一の調査項目（一次判定）をもとに、主治医意見書と特記事項を参考資料とし、審査会によって障がい程度区分の判定が行われる。

想定移行率

サービス見込み量推計ワークシートに入力する既存サービス体系から新サービス体系への移行を想定した割合であり、地域の実情に応じて数値の変更が可能となっている。ワークシートに入力する想定移行率はいくつかあり、主なものとしては、今後5年間の各年において、既存施設のうち何割が新サービス体系に移行するかといった事業所に関する想定移行率と、既存サービス利用者のうちの何割が新サービスを利用するかといった利用者に関する想定移行率がある。

【た行】

地域生活支援事業

障がい福祉サービスとは別に、障がい者及び障がい児が地域で自立した生活をしていけるよう、地域の実情に応じて都道府県と協力して実施する事業。事業は相談支援事業やコミュニケーション支援事業、移動支援事業などの必須事業と、そのほか地域の実情に応じて実施する任意事業から構成されている。

【な行】

日常生活用具

6種類の日常生活用具がある。

介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなどの障がい者（児）の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いるいすなど。

自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの障がい者（児）の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具。

在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計などの障がい者（児）の在宅療養等を支援する用具。

情報・意思疎通支援用具

点字器や人口咽頭などの障がい者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。

排せつ管理支援用具

ストマ用装具などの障がい者（児）の排せつ管理を支援する衛生用品。

居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

障がい者（児）の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修をともなうもの。

日中活動系サービス

24 時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへと転換するため、日中活動系サービスと居住系サービスにわけられている。日中活動系サービスは、その名称どおり、昼間の活動を支援するサービスであり、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援がある。

ノーマライゼーション

一般的には障がい者や高齢者などの社会的に不利を受けやすい人々が、地域の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

【は行】

ピアカウンセリング

同じ経験をもつ人同士が「仲間」(ピア)として、単に話を聞く、またはアドバイスをすることのみではなく、それぞれがよりよく生きる力をもっており、自分の状況を考え、自己決定ができるよう、励ますことを目的に行われるカウンセリング。

訪問系サービス

訪問系サービスは、従来より実施されている居宅介護を中心としたサービス。そのほか、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援があり、居宅介護、行動援護は平成 18 年 4 月より、重度訪問介護、重度障害者等包括支援は平成 18 年 10 月より給付となっています。

【や行】

要約筆記

手話を使わない聴覚障がい者（多くは中途失聴・難聴者）に対して、講演会や集会などで、発言者の言葉を即時に同じ意味合いで要約筆記し、オーバーヘッドプロジェクター（OHP）などで参加者に伝える方法。

【ら行】

リハビリテーション

いろいろな障がいのある人々に対し、その障がいを可能な限り回復治癒させて、残された能力を最大限に高め、身体的、精神的、社会的にできるだけ自立した生活に到達することを目標にするという理念とそれを実現するための方法をさす。